

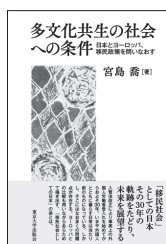
書評と紹介

宮島 喬著

『多文化共生の社会への条件』

——日本とヨーロッパ、
移民政策を問いなおす』

評者：三浦 綾希子



本書の構成と内容

本書は1990年施行の「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）以降、日本においてどのようなイミグレーション政策——労働者、呼び寄せ家族、（結婚のための）配偶者、庇護申請者、留学生等の国外からの人の受入れに関わる政策——が行われたのか、またそれらがどのような帰結に至ったのかについて考察した著作である。著者は1990年から約30年もの間、上記入管法のもとで人の受入れが行われてきたとし、その体制を「一九九〇年レジーム」と呼ぶ。その上で、この「一九九〇年レジーム」の特徴と問題点を鋭く問うている。

同様の課題に対するオルタナティブを考えるため、本書では、西欧諸国における人の受入れの状況や政策、その課題についても詳細な言及がなされている。西洋諸国に着目する理由は、①北米やオセアニアの「移民国」とは異なり、歴史的な国民国家から成り立ち、厚みのある主流文化を持っていること、②植民地大国だった経験を持ち、国内に植民地出身移民とその他の

移民を併存させていること、の二点が日本と類似しているためである。

以下では、まず、本書の構成とその内容について簡単にまとめたい。

1章「日本はどのような外国人労働者受入れ国になったのか——イミグレーションの『一九九〇年レジーム』を問う」では、過去30年において日本がどのような形で外国人労働者を受け入れてきたのか、その経緯と問題点が詳細にまとめられている。30年間の外国人労働者受入れ体制、つまり「一九九〇年レジーム」の問題点として著者が挙げているのは次の二点である。第一に、表向きは「専門的・技術的能力のある外国人は積極的に受け入れるが、単純労働者は受け入れない」としつつ、実際は様々な名目で単純労働者を受け入れてきたという点である。「フロントドア」を開けずに「サイドドア」から労働者不足を補ってきたことによる矛盾や弊害について様々なデータをもとに指摘している。第二に、労働者の権利を保障する受入れを追求してこなかった点である。フランスやドイツが送り出し国との間に二国間協定を結び、公平、透明な受入れを目指したのに対し、日本の場合はこうした協定を結んでおらず、民間業者が受入れ過程に関与することとなった。このことが受入れ過程やその後における搾取や人権侵害につながっているという。著者はこうした「一九九〇年レジーム」の問題点を指摘した上で、外国人労働者を「フロントドア」から受け入れ、かれらが人として生きる権利を保障することを提言している。

2章「日本のイミグレーション政策にみるナ

シヨナリズムと血統主義——外国人労働者の受入れの若干の側面」では、日本におけるイミグレーション政策の根底にナシヨナリズムと血統主義があることを論じている。「日本は経済大国である」という優越感から醸成されるナシヨナリズムを背景に、アジア人労働者を利用可能な人的資源とし、人権侵害的な受入れを行ってきた問題性を著者は指摘する。さらに、血統主義のもと、日系人や日本人の子どもを育てる者など日本人とつながりがある外国人にはより有利な権利や地位が与えられる傾向にある問題点も指摘している。しかし、日本人につながりがある人が他の外国人に比べ、有利な立場にあるとしても、日本人—外国人の二分法は根強く、かれらは日本社会のフルメンバーとしては想定されない。日本に定住、永住している者であってもかれらを他者として扱う日本のイミグレーション政策がいかに国際人権の観点からかけ離れたものであるかを著者は改めてここで強調している。

3章「外国人／移民の社会統合に向けて——地域社会における参加と共生」では、国レベルにおいて統合施策がほとんど行われてこなかった一方、地方自治体や市民社会が外国人の生活を支援する役割を担ってきたことが明らかにされている。ただし、地方自治体レベルで統合施策が行われる場合に問題となるのは地域間格差である。これはNPOやNGOによる支援も同様であり、様々な支援が行われている地域に居住している者とそうでない者で違いが生まれてしまう。さらに、地方自治体レベルにおいても保障されていない権利として参政権がある。外国人代表者会議を設置し、外国人が市政に参加するシステムを採っている自治体もあるが、限定的である。

4章「移民第二世代の就学にみる社会的統合と排除——かれらの高校進学をめぐる」5章「教育と言語をめぐる問題についての覚書——外国人第二世代の子どもをどう支援するか」の2つの章では、著者が外国人の統合を考える上で重要と位置づける第二世代の教育、社会化、適応問題が議論されている。外国人の子どもの教育をめぐる、義務教育段階では次の3つが問題点として指摘されてきた。①外国籍の保護者に就学義務が課せられていないがため、不就学が起りうること、②言語的障壁と日本の同化主義的な学校文化によって学校生活や学習に困難を抱えやすいこと、③日本の学校では多文化教育などは行われず、母語・継承語の保障もなされていないこと、この三点である。一方、高校進学やその後の進路形成に関しては分化が進んでおり、社会文化的背景の違いや学校・地域ボランティアからの支援の有無によって階層化されつつあることが明らかにされている。

6章「国籍による包摂と排除——日本とフランスにおける移民と国籍」では、日本とフランスにおける国籍や国籍法のありようを比較検討している。フランス国籍法は移民やその子孫に対して最も包摂的と言われる。1899年というかなり早い段階で生地主義を取り入れ、1927年には帰化条件を大幅に緩和し、外国人を市民として迎え入れる法的装置を整備している。一方、日本では国籍は排除の道具となった。戦後、在日コリアンは一律で日本国籍を喪失し外国籍となり、様々な権利の埒外に置かれた。現在においても依然として血統主義が採られ、帰化についても原国籍離脱が条件とされているなど様々なハードルがあり、国籍取得率は低い状態にある。こうした状況に対し、著者は国籍に関係なく居住原理に基づいて様々な権利を認め

ていくと同時に、国籍をより開かれたものとし、外国人／移民が国籍取得をしやすい状況を作ることの重要性を説く。

7章「ヨーロッパにみる移民の『統合』政策の含意——包摂か排除か」では、フランス、ドイツ、オランダ、イギリスなどのヨーロッパ諸国における統合政策の課題を、政治的、経済的、社会的背景と関連させながら論じている。著者によれば、①多文化主義の後退と移民への文化的批判やスティグマ化、②福祉体制危機論のなかでの「福祉依存移民」批判、③反グローバリゼーション、国民的価値の強調のなかでの「国民（非移民）優先」イデオロギーの展開という3つの文脈が各国の統合政策に影響を与えているという。国籍・民族差別に関わる法整備は進んでいる一方、統合政策の根幹をなす平等、反差別が実現されている状況にはなく、特に非ヨーロッパ系（なかでもムスリム系）への差別・排除は著しい。

8章「移民における失業、貧困、排外の政治——フランスの問題状況を中心に」、9章「移民問題の政治化——フランスの二〇一五・一六年危機とナショナル・ポピュリスト政治」、補論「移民・移民第二世代のプロフィール——TeOの調査から」では、その対象をフランスに移し、移民の統合と排除に関わる課題を検討している。様々な統合施策の結果、フランスの移民やその子孫たちは文化的には統合されている状態にあるという。しかし、失業率や貧困率は高く、社会経済的には統合されているとは言えない。特にムスリム系は不利な状況に置かれがちだが、これには民族的な偏見や差別も関わっている。さらに、フランスでは、2015年16年に相次いだテロにより移民問題が政治化される事態となったが、こうしたなかで台頭し

てきた移民排斥を掲げる極右政党の存在も移民に対する偏見や差別を助長しているという。ただし、移民排斥を支持する人々がいる一方でそれに反対する層も多い。長年にわたって移民を受け入れてきたフランス社会なりの共生のパターンがこうした極右勢力の躍進を抑止していると著者は結論づける。

10章「多文化共生を考える——共に生きられる社会とは」は、本書の終章的位置づけにあり、多文化共生のためには何が必要か、著者なりの視点からまとめられている。多様な文化や人々が共存しつつ、しかし交わらない「冷たい多文化主義」ではなく、対話的な想像力を働かせ、互いに関わり合い、助け合う共生のありようが求められるが、その実現にあたっては、移民第二世代、第三世代が主要なアクターとなることが示されている。本書を閉じるにあたって著者が警鐘を鳴らすのは、ヘイトスピーチ、ヘイトデモのような排外主義的動きである。人種差別禁止立法も視野に入れ、こうした動きを抑止する必要性を示し、本書は締めくくられている。

本書の特徴とその意義

本書の特徴とその意義は大きく次の3つにまとめられる。第一に、1990年施行の入管法以降の30年を「一九九〇年レジーム」という枠組みで整理した上で、日本のイミグレーション政策の問題性をあぶり出した点である。日本における外国人労働者の受入れが「フロントドア」を開けずに「サイドドア」を開ける形で行われてきたことについては様々な研究が批判するところであるが、その問題性を他国との比較や外国人が置かれた現状を示しながら体系的に提示している。さらに特筆すべきは、30年間のイミグレーション政策の変遷をその時々の

社会状況と照らし合わせながら立体的に描いている点である。これは、長年にわたってこの分野に従事してきた著者だからこそできる仕事といえるだろう。

第二に、日本の「一九九〇年レジーム」の特徴を相対化し、その問題点を浮き彫りにするために西欧諸国の移民問題を取り上げている点である。西欧諸国を取り上げる理由については冒頭に記したが、類似した要素があるとは言え、日本社会と西欧諸国社会では異なる部分のほうが多く、単純な比較検討は意味をなさない。著者はこうしたことはむろん承知の上で西欧諸国社会の状況とその問題点を示し、日本の外国人受入れ体制の特徴を浮かび上がらせようとしている。

本書での検討を通して、評者が特に重要だと考えたのは、「反移民」を掲げる極右勢力が日本社会においても西欧諸国社会においても台頭しつつあるという点である。問題の表出の仕方やその背後にある問題点については様々な違いはあるものの、かれらの主張を支持する層が一定数おり、それが多文化共生の足かせとなっていることは確かであろう。ただし、9章にも記されているようにフランスでは極右勢力に反対する声も市民社会に多くあり、それがかれらの躍進を阻んでいる。さらに、法や制度によって移民の権利は保障されており、それは政治的介入があっても揺るがない。では日本はどうか。本書でも繰り返されている通り、外国人の権利保障はほとんどなされず、人種差別禁止法すらない。これでは多文化共生の実現など程遠い。西欧諸国からの単純な移植はむろん避けるべきだが、多文化共生を本当に実現しようとするならば、西欧諸国が備えている最低限の法制度は早急に準備することが求められる。

第三に、多文化共生社会の実現のために必要な条件とは何かについて、30年間の外国人受

入れ体制を精査し、さらに西欧諸国との比較を行いつつ、様々な提言がなされているという点である。時間軸と空間軸を含みこんだ分析の上になされる提言は説得的である。なかでもいくらか強調してもしきれないのは、「フロントドア」をきちんと開け、外国人労働者の権利の保障を行うべきであるという提言であろう。

ここで注目したいのは、「イミグレーション政策」という言葉である。冒頭に示したように、本書では「労働者、呼び寄せ家族、(結婚のための)配偶者、庇護申請者、留学生等の国外からの人の受入れに関わる政策」と定義されており、広く外国人の受入れに関わる政策を捉えるための言葉であるが、この語は日本の政策を論じる際にしか使われていない。本書の副題は「日本とヨーロッパ、移民政策を問いなおす」であり、日本の政策を扱う際にも「移民政策」という言葉を充てても良いはずである。しかし、日本においては移民の統合政策が不在であることに加え、その実態は入国管理や外国人労働者政策であり、移民政策とは到底言えない。そのため、著者は「イミグレーション政策」というやや聞き慣れない言葉を採用し、外国人の受入れに関わる政策を包括的に検討しようしたのではないかと推測する。日本の移民政策の不在を間接的に批判しているとも捉えられる。今後は「日本は移民国家である」という前提に立ち、統合政策を含めた移民政策を整えていく必要があるだろう。

これからの移民研究に向けて

最後に本書の知見は今後の移民研究にどのような示唆を与えるか、評者なりの私見を記したい。特にここで着目したいのは、著者も移民の社会統合をめぐる重要だと位置づける第二世代の教育や統合のありようについてである。本書では後期中等教育(高校)への参入に焦点を

当て、日本の移民第二世代の統合について予測している。しかし、実際は「一九九〇年レジーム」のもと、親に帯同して来日した子どもや日本で生まれた子どもたちは青年期、壮年期へとさしかかっており、かれらの社会統合のありようを検討するためには、高校段階に注目するだけでは不十分である。図らずも本書が刊行された半年後に評者を含む研究グループは『日本社会の移民第二世代——「ニューカマー」として来日した子どもたちの今』（清水睦美・児島明・角替弘規・額賀美紗子・三浦綾希子・坪田光平著、明石書店、2021年）という書籍を上梓した。同書では日本社会で育った移民第二世代の学業達成や地位達成について大人になったかれらへのインタビューをもとに描き出しているが、この本を貫く視点も実は本書の問題意識と

通じるものがある。すなわち、「一九九〇年レジーム」のもと、移民たちが実際にどのような経験をしてきたのか、その検証である。本書はどちらかといえばマクロな視点からの整理だったが、清水らの研究のようなミクロな視点からの検討も必要であり、そうした研究の積み重ねによって「一九九〇年レジーム」が検証されることは今後の移民受入れ体制を考える上でも必要不可欠であろう。その意味で本書は今後の移民研究の礎ともなる著作であると言える。

（宮島 喬著『多文化共生の社会への条件——日本とヨーロッパ、移民政策を問いなおす』東京大学出版会、2021年2月、xiii + 315 + xxx頁、定価3,850円（税込）

（みうら・あきこ 中京大学教養教育研究院准教授）